

委員氏名

委員長 伯爵柳澤 保惠君

副委員長 阪本 鈴之助君

子爵榎本 武憲君

男爵黒田 長和君

菅原 岡田 文次君

石橋 鎌田 謹二君

大正八年二月十四日(金曜日)午後二時十九分開會

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 是ヨリ委員會ヲ開キマス、

○政府委員ニ伺ヒマスガ、議場ニ於テ御説明ニナリマシタ外

○御説明ガアリマスレバ、此際御願イタシタイト思ヒマス

○政府委員(牛塚虎太郎君) 本案ハ至極内容ハ法文ト

シテハ簡単ナ案アゴザイマス、提案ノ理由等ニ付キマシテハ

本會議ノ際法制局長官カラ申述ベマシタコト以外ニハ附

加ヘルコトガナイト考ヘテ居リマス、アトハ御質問等ノ際ニ

隨時御答イタシタ方ガ御便利カト思ヒマス

○阪本鈴之助君 質問イタシテ宜シウゴザイマス

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 宜シウゴザイマス

○阪本鈴之助君 私ハ此主義ニ付テチヨット御尋ネ致シ

タインデアリマスガ、此國勢調査ニ關スル法律ト云フモノノ

精神ガ、此費用ハ國庫ト地方トガ分擔ヲスルト云フコトガ、

國勢調査其モノニ付テ當然ノコトデアツテ、國庫ガ全部負

擔スルト云フコトモ不都合デアルシ、地方ガ悉皆背負フト

云フコトモ不道理デアルト云フ精神デアツテ、此精神ニ依テ

是非分擔ヲシナケレバナラスト云フ趣意カラ成立シテ居ルノ

カ、或ハ唯經濟上ノ關係カラ、國庫バカリデ持ツノモ負擔ガ

重クナルシ、地方バカリデ負擔サセルノモ氣ノ毒ダト云フコ

トデ、折合主義カラ出テ居ルノデアリマスガ、追々御尋ネイタ

シマスガ、先づ是ダケ一ツ御答ヲ願ヒマス

○政府委員(牛塚虎太郎君) 唯今ノ御質問ハ實ハ其全

ク、言テ見レバ、便宜ニ出デタノデアリマス、三十五年法律

第四十九號ニ於テハ、先程申上ゲマシク通リノ趣意ノ下ニ

出來タノデアリマスルガ、此法律ノ下デ、第一回ノ國勢調査

ヲ大正九年三行フト云フ計畫ヲ政府ニ於テ立テマシテ、之

ニ要スル豫算ヲ昨年帝國議會ノ協賛ヲ仰イダノデアリマ

ス、其時ハ總額二百五十五万圓餘ノ計畫アリマシタ、其中

デ此府縣郡市町村デ國勢調査ノ爲ニ要スル費用ト云フモ

ノカ相當アリマスルガ、其内道府縣、郡ト市町村、此三ツノ

地方團體ノ中デ約二十萬圓程ノ國庫が出シテ、ソレカラ百

五十五万幾ラト云フモノヲ市町村ガ負擔ヲシ、ソレカラ道

府縣一万、ソレニ郡ノ費用ヲ合セテ約十万圓ト、之ヲ地
方ノ團體ニ負擔セシメルト云フ三十五年ノ法律第四十九
號ノ精神ニ依テ計畫ヲ立てタノデ、然ルニ此豫算ガ衆議
院デ審議ヲサレル際ニ、此際地方ニ負擔ヲ掛ケテハイカヌ、
思ハレマス、又此法律ノ本文ニ於テ見マシテモ、「經費ノ國
庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以
テ之ヲ定ム」トアリマスカラ、如何ナル割合デモ政府ノ都合

趣意ニ出來テ居ルト考ヘテ居リマス

○阪本鈴之助君 略、分リマシタガ、主義ト云フコトヲ申

上げマシタ、此主義ト云フ言葉ニ大ニ力ノアルコトデアリマ

シテ、主義ニ於テ國勢調査ト云フ仕事ハドウシテモ國庫ト

地方ノ兩方デ費用ヲ出シテヤルベキ性質ノモノデアルカ、或

ハ法律ノ作リヤウニ依テ國庫ダケデヤシテモ、又ハ地方ダケ

デヤシテモ差支ナイモノデアルカ、主義ニ於テドウシテモ法律

第四十九號ノ如ク分擔シナケレバナラスト云フモノデアルノ

カ、此主義如何ト云フコトニ付テ、極ク簡単デ宜シウゴザイ

マスガ御答ヲ願ヒマス

○政府委員(牛塚虎太郎君) 三十五年法律第四十九

號ガ出来マシタキニハ、今御説ノ如ク兩方分擔ノ主義ノ

下ニ出来テ居ルノデゴザイマス

○阪本鈴之助君 サウシマズレバ、今度此法律案ガ出来マ

シタト云フコトハ、主義ガ變シテ來テ居ルノデアルカ、一時ノ御

都合主義デアルカ、私共が考ヘマスルト、果シテ主義ガ左様

デアルナラバ、僅カ百五十万ノ金ヲ、道府縣ニ分擔シテ出

サシテ見テモ大シタコトデハナリ、隨分政府ハ種々ノ事ヲ地

方ニ割當テ出サシテ居ル、既ニ法律が決メテ、僅カ二百五

十何万ノ金ヲ全國ニ割振シテ見レバ、何モ大シタコトデハナ

リ、ソレヲ國庫ガ出シテヤラヌラスト云フハ、主義ガ違シテ

來タノデアルカ、ドウシテ斯ウニ云フコトガ出來タノデアルカ、甚ダ疑フノデアリマス、是ハ主義ノ方デハナリ、理由ヲ一ツ

伺フノデアリマス

○政府委員(牛塚虎太郎君) 唯今ノ御質問ハ實ハ其全

ク、言テ見レバ、便宜ニ出デタノデアリマス、三十五年法律

第四十九號ニ於テハ、先程申上ゲマシク通リノ趣意ノ下ニ

出來タノデアリマスルガ、此法律ノ下デ、第一回ノ國勢調査

ヲ大正九年三行フト云フ計畫ヲ政府ニ於テ立テマシテ、之

ニ要スル豫算ヲ昨年帝國議會ノ協賛ヲ仰イダノデアリマ

ス、其時ハ總額二百五十五万圓餘ノ計畫アリマシタ、其中

デ此府縣郡市町村デ國勢調査ノ爲ニ要スル費用ト云フモ

ノカ相當アリマスルガ、其内道府縣、郡ト市町村、此三ツノ

地方團體ノ中デ約二十萬圓程ノ國庫が出シテ、ソレカラ百

五十五万幾ラト云フモノヲ市町村ガ負擔ヲシ、ソレカラ道

府縣一万、ソレニ郡ノ費用ヲ合セテ約十万圓ト、之ヲ地

方ノ團體ニ負擔セシメルト云フ三十五年ノ法律第四十九

號ノ精神ニ依テ計畫ヲ立てタノデ、然ルニ此豫算ガ衆議

院デ審議ヲサレル際ニ、此際地方ニ負擔ヲ掛ケテハイカヌ、

思ハレマス、又此法律ノ本文ニ於テ見マシテモ、「經費ノ國

庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以

テ之ヲ定ム」トアリマスカラ、如何ナル割合デモ政府ノ都合

デ決メラレテモ法律ニハ背カヌ譯デアルカラ、インマデモ百五
十万圓ト云フ金ニ因ハレテ居ラヌデモバット澤山ノ金ヲ國
庫ガ支辨サレテ、僅カノ費用ヲ幾ラカ法律ノ條文ニ對シ
テ申譯ニ、市町村ニ御出セニナツテモ施行令ノ精神ニハ悖

ラヌヤウト思ヒマス、百五十万以上ノ金ヲ町村ニ交付スル
ト云フコトデ、今度法律案ヲ御出シニナツト云フコトハ甚
ダ了解シ兼ネマス、此交付ト言ヒマスト、其金ハ町村ノ收入
ニナルノデアル、無論國勢調査ノコトニ使フノデアリマスケレ
ドモ、一旦市町村ノモノニナツテ、ソレヲ市長ナリ、町村長ナ
リガ其事ニ使フノデアル、ソレヨリモ寧ロ事柄ヲ頼ンデ置イ
テ其謝儀トシテ國庫ガ御出シニナツタ方ガ、仕事ノ運用ノ上
ニ於テモ宜シキフ得ヤセヌカト思フ、ソレヲ相變ラス國庫ヶ
出ス位ナラ百五十万ノ金ヲ出サナクトモ、今申シタヤウナ方
針ヲ執ラ方ガ宜クハナカツカト云フコトヲ考ヘマス、モウ一ツ
ハ主義ニ於テ何方デモ若シ宜イト云フコトニ御解釋ガ付ク
ナラバ、法律ヲ改正シテ仕舞ダ、國勢調査ハ國庫ガヤル、サ
ウシテ仕舞ダ方ガ男ラシクテ宜クハナイカト思ヒマスガ、ソ
レハ大分飛離レタ議論デアリマスカラ、今ノ御質問ニ御答
ハ強ヒテ求メマセヌカ、左様ニモ思フノデアリマス、第一御答
ヲ願ヒタイト思ヒマスノハ、モウチット之ヲ幾ラカ町村ニ出
サセルコトハ出セルガ、衆議院デ言ハレル如ク町村ニ苦痛ヲ
感ゼナライダケノ金額ニシテ、後ハ國庫デ以テ御出シナツタ
ラ、國庫カラ支出ノ方法ヲ御講ジナツダ方ガ運用宜シキ
ヲ得ルモノト私ハ思フ、其邊ニ付テドウ云フ御評議ナリ御
所見ガアルノデゴザイマセウカ御答ヲ得タイ

○政府委員(牛塚虎太郎君) 唯今ノ御尋ハ誠ニ御尤ノ
御尋デアリマシテ、私共モ實ハ丸デ内部ノコトヲ申上ゲル
譯デアリマスガ、全ク御意見ノ通リノコトヲ初メハ考ヘテ居
リマシタ、其途デヤツテ貰ダナラバ法律モ要ラズ尙ホ結構ダ
ト思テ居リマスガ、然ルニ此衆議院ノ希望ト致シマスル所
ハ兎ニ角、マア極端ニ言シテ見レバ一錢一厘モ地方ニ掛ケタ
クナイ、全部國庫デ出シテ貰ハナケレバナラナイ、一錢一厘
モ掛ケナイト言フコトデアレバ、矢張リ此法律第四十九號ノ
二條ニ規定ノアルコトダカラ、法律ヲ要スルダラウ、斯ウ云フ
コトニ實ハナリマシタ、色ニ彼方此方氣兼ネヲ致シテ、斯ウ
云フモノガ出來タノデスカラドウゾ惡カラズ……

○阪本鉄之助君 餘リ諄ク申上ゲルヤウデアリマスガ、衆
議院ガソレ程ニ強イ意味デ前ニ法律案ヲ可決シクナラバ、
何故其法律ヲ修正シテ、モウサッパリ國勢調査ハ國庫ガヤル、
斯ウ云フコトニシテ政府ニ迫リ内證金ヲ出サセルト云フコト
ハ甚ダ其意ヲ得ヌト存ジマスガ、ソレハマア過去ノコトデア
リマスカラ、已ムヲ得マセヌガ、ソコマデ御話シ下サルノダカラ

追窮ヲスルコトハ差控ヘマスガ、尙ホモウツ伺ヒダイノハ
僅カ一万圓デアリマスガ、折角御出シニナルナラバ一万圓バ
カリノコトヲ道府縣タラ御出セニナルト云フコトハドウ云
フコトデアリマスカ

○政府委員(牛塚虎太郎君) 一万圓ト云フコトハ……

○阪本鉄之助君 最初デスナ、二百十五万圓程掛カル

譯デアッテ、其中二十万圓ヲ國庫ガ出ス、ソレカラ百五十

二万圓ハ市町村ニ出サス、道府縣ガ一万圓バカリノ金ヲ
負擔スルノデアルト云フ計畫デアッタ、誤ニ居ルカモ知レ

マセヌガ、斯ウ云フ御説明ノヤウデアリマシタ、ソレカラ申シ
テ見レバ百五十二万圓ト仰シヤウ所ガ、百五十五万出

ルノデアルガ、殘リノ一万圓内外ノ金ヲ道府縣が負擔ス
ルノデアルトハ是デモ矢張リ地方ガ負擔ヲスルコトニナツテ、
一方ニハ一文モ掛ケテハイカヌト云フコトデアレバ、一万圓

ノ金ヲ掛ケテモ道府縣ニ負擔ヲサセルノハ宜シクナイノダカ
ラ、洗イ後ヒ國庫ガ出シテ仕舞ダ方ガ宜カラウト思ヒマス
ガ

○政府委員(牛塚虎太郎君) ソレハ私ノ先程説明ガ少
シ拙カタノト、又言ヒ足リナカツ所デアリマス、先程申上
デマシタヤウナ經過ガアリマシクノデ、ソコデ百五十五万幾
ラト云フ市町村ノ經費ニ付テハ唯今御審議ヲ願シヤウナ
法律ヲ出シ、之ニ伴フ豫算ノ協賛ヲ願シテ居ル次第アリマ
スガ、後ハ今ノ御尋ネノ道府縣郡ノ費用デゴザイマスガ、是
ハ先程申上ゲル通り此所デ要スル費用ノ一分ハ既ニ國費
カラ出スト云フコトニ豫算ハ決マツテ居リマス、ソコデ後残リ
ダケ道府縣が出スト云フノガ初メノ時ノ豫定デアリマスガ、
今回此市町村ノ總テノ財源ハ此方カラ供スルト云フコトニ
ナリマシタ際ニ道府縣ノ方テ要スル費用ト云フモノハ全
部國費デ之ヲ取りマシテ、其仕事ハ國ノ仕事ニシテ、國ノ
官吏、囑託ト云フモノデヤルコトニナリマシタノデアリマス、ソ
レデアリマスカラ一切地方ニハ迷惑ヲ掛ケテ吳レルナト云フ
衆議院ノ、何所マデモ希望ヲ尊重スル積リテアリマス

○阪本鉄之助君 サウシマスト、今度ノ法律デ百五十五
万五千四百八十八圓ト云フモノガ出マスレバ、モウ地方デ
ハ道廳ト云ハズ、府縣ト言ハズ、ドノ方面モ

一文モ其金ノ支山ハセヌト云フコトニ了解シテ宜シウゴザ
イマスカ

○政府委員(牛塚虎太郎君) 左様デゴザイマス

○阪本鉄之助君 先ツ一應私ノ質問ハ終リマス

○委員長(伯爵柳澤保惠君) 別ニ御質問ハゴザイマセヌ

デゴザイマスカ、若シゴザイマセヌケレバ今日ハ是デ止メタイ

ト思ヒマスガ如何デスカ、決定ハ次回ノ方ガ宜カラウト思ヒ

マス、如何デゴザイマスカ

〔「宜シウゴザイマス」ト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵柳澤保惠君) 今日ハ是デ散會イタシマス
午後二時四十分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵柳澤 保惠君
副委員長 阪本鉄之助君

子爵榎本 武憲君
岡田 文次君

二階堂三郎 左衛門君

政府委員

法制局參事官 馬場 錫一君

統計局長 牛塚虎太郎君

子爵榎本 武憲君
岡田 文次君

二階堂三郎 左衛門君